身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則の概要

１　改正の理由

身体障害者手帳の交付については、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）、身体障害者福祉法施行令（昭和２５年政令第７８号）及び身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）により定めるもののほか、身体障害者福祉法施行細則（昭和６２年千葉県規則第５２号。以下「細則」という。）により必要な事項を定めている。

この度、「身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成３１年３月２９日厚生労働省令第４８号）（以下「改正省令」という。）が公布され、平成３１年４月１日から施行されたことに伴い、身体障害者手帳交付申請書の様式（別表第２号）から身体障害者の本籍地の欄が削除された。

そのため、本県においても、細則で定める様式から本籍地記入欄を削除するものである。

２　改正の内容

（１）細則第二条に規定する「指定医指定申請書」（別記第一号様式）から本籍地記入欄を削除する。

（２）細則第三条に規定する「指定医診断項目変更申請書」（別記第二号様式）から本籍地記入欄を削除する。

（３）細則第十条第一項に規定する「身体障害者手帳再交付申請書」（別記第八号様式）から本籍地記入欄を削除する。

３　施行期日

令和２年１月３１日